

令和5年度 第2回総合教育会議

「学校部活動及び地域クラブ活動の今後の在り方について」

1 趣旨

学校部活動は、生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会であるとともに、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築にも重要であると認識されている。しかしながら、少子化の進展とそれに伴う教員数の減少により、現在の学校部活動の運営が困難になってきている現状がある。併せて、文科省では、必ずしも教員が担う業務ではないと学校部活動が整理され、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めている現在の学校部活動の運営・指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難になってきている。

そこで、スポーツ庁・文化庁は令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」【資料1】を策定し、中学生の望ましい成長を保障できるよう、地域において持続可能で多様な環境を一体的に整備することが重要としている。

島田市としても、今年度より「島田市新たな地域クラブ活動連絡協議会」を設立し、持続可能で多様な環境の一体的な体制を構築していくための協議をスタートした。中学生が多種多様なスポーツ・文化芸術活動に参加できる機会の確保及び教員の働き方改革に向けて、まずは休日の学校部活動を新たな地域クラブ活動へ移行することを目指す。

2 島田市の学校部活動等の現状

- (1) 入学した中学校によって、部活動数に違いがあり選択肢が限られる。
 - ・島一中 15 島二中 18 六合中 11 初倉中 10 金谷中 15 川根中 5
- (2) 少子化の影響で生徒数・学級数の減少が見込まれる。
 - ・令和16年度(10年後) 生徒減少率 18% 学級数減少率 20%
- (3) 時間外勤務時間数増加により、教員の働き方改革が進まない。
 - ・時間外勤務時間の上限として示している月45時間を超えるとみられる教員の割合(全国) 令和4年度 中学校教員 77.1% 小学校教員 64.5%
- (4) 合同部活動実証研究を実施し、その効果を検証する。
 - ・令和5年度、4つの合同部活動を設置
 - ①野球(初倉中・金谷中・川根中) ②野球(島一中・島二中)
 - ③女子バレー(初倉中・金谷中・川根中) ④サッカー(全中学校:教室型)
- (5) 専門的な指導を受けられるよう部活動指導員、外部指導者を派遣する。
 - ・部活動指導員 3人(島一中女子バスケ、島二中吹奏楽、初倉中女子バレー)
 - ・外部指導者 20人登録

3 学校部活動及び地域クラブ活動に係るアンケートの実施(令和5年7月実施)

- ・対象: 小学5、6年生(回収率 89%) 小学5、6年生保護者(回収率 82%)
中学1、2年生(回収率 90%) 中学1、2年生保護者(回収率 78%)
小学校教員(回収率 75%) 中学校教員(回収率 68%)
- ・主な結果については、【資料2】参照

4 進捗状況等

(1) 島田市の取組

【令和4年度】

- ・合同部活動実証研究
- ・島田市地域部活動連絡協議会準備会（8月）

【令和5年度】

- ・合同部活動実証研究
- ・学校部活動及び地域クラブ活動に係るアンケート調査（7月）
- ・島田市新たな地域クラブ活動連絡協議会 専門会議（8月）
- ・島田市新たな地域クラブ活動連絡協議会 代表会議（8月）
- ・島田市新たな地域クラブ活動連絡協議会 代表専門会議（2月）

(2) 第1回島田市新たな地域クラブ活動連絡協議会で挙げられた主な内容

【資料3】

5 今後の予定

令和9年度の夏以降を目途に、休日の学校部活動を地域クラブ活動へ移行することを目標に、可能性のある取組を協議し、実証する。

(1) 新たな地域クラブ活動設置に向けた取組

- ・休日は、教員以外の指導者または指導を希望する教員により、学校部活動の枠を超えて活動する。
- ・中学生が多種多様なスポーツ・文化芸術活動に参加できる具体的な機会の確保に向け、事務局をはじめ関係者が各連盟及び団体等と協議を重ねていく。

(2) 学校部活動見直しに向けた取組

- ・学校部活動の地域連携として、隣接したエリアを基本とした合同部活動の実証研究を継続する。
- ・部活動指導員や外部指導者を拡充するなど、地域の指導者による部活動運営の可能性を探っていく。
- ・休日の学校部活動の移行を優先するが、平日の学校部活動の縮小及び移行についても可能な部分から進めていく。

6 その他

(1) 日本中学校体育連盟（中体連）が2027年度（令和9年度）から全国中学校体育大会（全中）の規模縮小を検討しているという記事が出ており、今後の動きに注視する必要がある。

(2) 学習指導要領において、教育活動の一環とされている学校部活動の位置付けが、次回の改定により見直されることも考えられる。

～用語について～

※部活動の地域移行

部活動の指導を地域団体や関係事業が担い、地域の活動に位置付けること。

※部活動指導員

学校教育法施行規則に基づき、校長の管理監督を受け、部活動の技術指導や大会引率等を行うことを職務とする者。

※外部指導者

島田市独自で、部活動の技術指導を行う者。大会引率や単独で部活動を指導することはできない。